

土浦市中心市街地開業支援事業【概要】

中心市街地区域内の空き店舗に新規開業を希望する者に対し、家賃の一部を補助します。

補助金額と交付期間

- ・新規賃貸借契約の賃料の月額2分の1以内の金額で上限10万円。
- ・開業日（平成29年4月1日以降）の属する月から12ヶ月間。

対象物件

- (1) 建物の全部若しくは一部がオフィスや事業所として利用することができる空き店舗。
- (2) 商業用施設として店舗の出入口が道路に面している1階又は2階部分の空き店舗。

対象業種

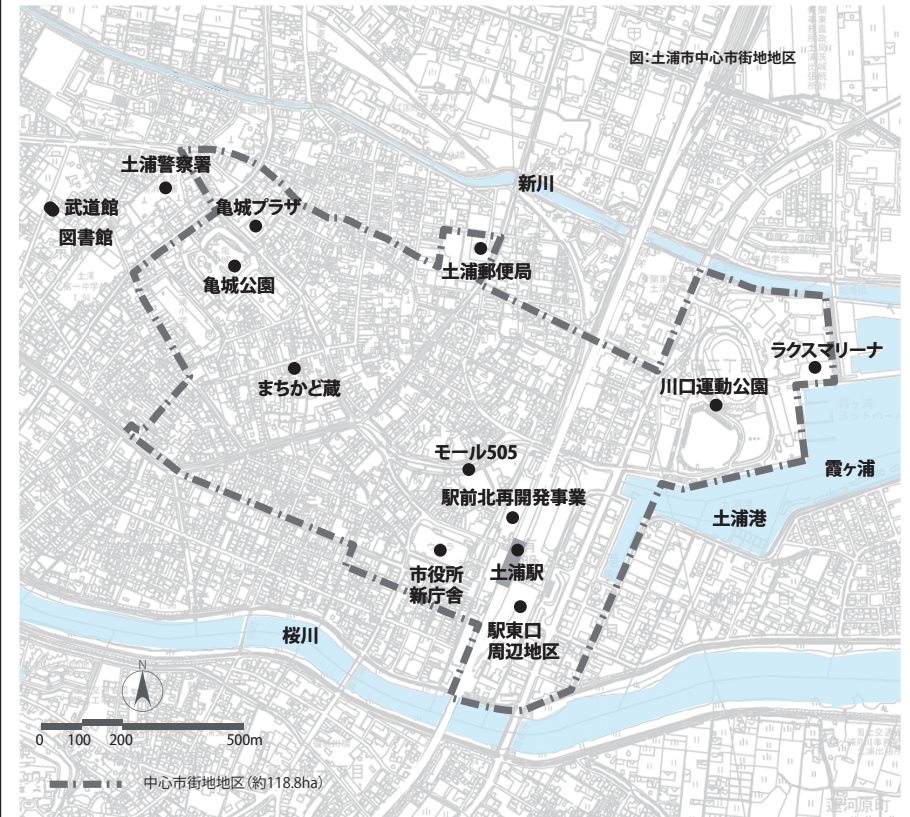
- (1) 常勤雇用者が2人以上在籍するオフィス・事業所等（学習塾、ダンス教室等を含む。）
- (2) 小売、サービス業、飲食業。

補助対象者の要件

- ①平成29年4月1日以降に補助対象区域内に開業をすること。
(市内において既に開業している者が補助対象区域内に移転した場合は除く。)
- ②中小企業基本法に規定する「小規模事業者」であること。
- ③すべての市町村税を完納していること。
- ④週5日間以上営業し、一日のうち午前9時～午後6時までの間に、おおむね6時間以上営業すること。
- ⑤家賃、礼金、敷金の減額、または免除の協力が得られること。
(減額又は免除の基準額は、年額家賃の10%以上の金額であること。)
- ⑥他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑦補助決定日以降2か月以内（若しくは3月31日まで）に事業を開始すること。
- ⑧2年以上の賃貸借契約を締結し、継続して営業すること。
- ⑨出店する地区に商店会等が組織されている場合には、組織に加入すること。
- ⑩本人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のさだめる暴力団員ではないこと。
- ⑪賑わい創出に効果があり、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める業種に該当しないこと。
- ⑫土浦商工会議所の推薦を受けられること。

対象区域

中心市街地活性化基本計画により定められた中心市街地エリア



◎土浦市中心市街地活性化基本計画区域（約118.8ha）

中央一・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一・二丁目の一部、桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部